

定款施行細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この定款施行細則は、定款第67条に基づき、定款の施行について必要な事項を定める。

(定義)

第1条の2 この規程において「普通会員」とは、公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する児童生徒の保護者をいう。

2 この規程において「代表者」とは、次の各号のいずれかに該当し、普通会员の資格を有する者をいう。

(1) 正会員である地方協議会の会長

(2) 前号以外の者であって、当該地方協議会を代表し、年間を通じて第9条から第12条の協議会代表者会及び定款第48条から第49条の委員会等に参画する者として当該地方協議会会員の中から指名した者

3 この規程において「業務執行理事」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項に規定する業務執行理事をいう。

4 この規程において「職員」とは、就業規則第2条に定める職員及びパートタイム労働者等就業規則第2条に定めるパートタイム・有期雇用労働者をいう。

5 この規程において「外部理事」とは、この法人の業務執行理事又は職員でなく、かつ、その就任の前10年間この法人の業務執行理事又は職員であったことがない者及び現に正会員である地方協議会の会員（当該地方協議会が法人である場合にあっては、その会員及び使用人）でない者をいう。

6 この規程において「外部監事」とは、その就任の前10年間この法人の理事又は職員であったことがない者及び現に正会員である地方協議会の会員でない者をいう。

第2章 役員の選考

(役員選考委員会の設置)

第2条 定款第11条及び第12条の定めによる役員の候補者の選定については、役員選考委員会を設置して行う。

(役員選考委員会の任務)

第3条 役員選考委員会は、総会に役員候補者を推薦する。なお、特別会員の資格を有する理事候補者の数は、理事候補者の数の半数未満とする。

2 役員選考委員会は、女性理事候補者を1名以上推薦しなければならない。ただし、推薦するに適当な候補者がいない場合はこの限りでない。

3 役員選考委員会は、非改選の理事を含めて、理事のうち1名以上が外部理事となるように推薦しなければならない。

4 役員選考委員会は、非改選の監事を含めて、監事のうち1名以上が外部監事となるように推薦しなければならない。

5 役員選考委員会は、総会に推薦する前に、理事会に役員候補者の選考結果を報告し、意見があれば、これを十分考慮して最終選考を行うものとする。

6 監事は、1名以上が役員選考委員会に出席し、選考過程の透明性を確保するとともに総会において選考過程について報告を行うものとする。

7 役員選考委員会は、総会で役員が選任された直後の理事会に会長、副会長、専務理事、常務理事の各候補者を推薦する。

(役員選考委員)

第4条 役員選考委員会の委員（以下「役員選考委員」という。）の数は10名とし、別表1に定める理事選出地区より各1名及び外部有識者より4名の構成とする。

2 理事選出地区より選任される役員選考委員は、選任時点で正会員の代表者であることを要件とする。

3 役員選考委員は、理事会で選任する。

4 役員選考委員は、役員候補者になることができない。

5 役員選考委員の任期は、2年とする。ただし、外部有識者等は1度に限り再任することができる。

(役員候補者)

第5条 理事選出地区は、正会員の代表者を推薦する。

2 次年度の全国研究大会の実行委員長は、理事候補者となる。ただし、定款第11条第4項の規定を満たす者とする。

3 理事会は、特別会員の資格（役員経験者又は学識経験者（事務局長若しくは事務局次長又は外部理事その他の学識経験者））を有する理事候補者及び女性理事候補者を推薦することができる。

4 役員選考委員会は、普通会员の資格を有する者を理事候補者として推薦することができる。

5 理事会が推薦した特別会員の資格を有する理事については、再び理事候補者として推薦はしないものとする。ただし、事務局長若しくは事務局次長である理事及び普通会员である理事及び外部理事については、その限りではない。

6 理事候補者は、役員選考委員会が指定する書類を提出するものとする。

7 監事候補者は、経歴書を添えて、理事会が推薦する。

8 役員選考委員会は、定款第11条第4項及び第12条第3項に規定されている役員候補者の資格審査を行う。

9 事業年度の途中で理事又は監事に欠員が生じ、定款第11条に定める定数（以下「その定数」という。）に不足が生じた時又はその定数に不足は生じないが、理事会が当該欠員を補充すべきと決議したときは、欠員となった理事又は監事を推薦した者が補欠の理事又は監事を推薦する。

(会長等候補者の資格及び選考)

第6条 役員選考委員会は、各役職別に候補者の資格を審査し選考する。

2 会長候補者は、次の要件をすべて満たすことを必要とする。

- ① 普通会员の資格を有する者
- ② 理事を経験したことがある者
- ③ 地方協議会代表者を一年以上経験したことがある者

3 副会長候補者は、次の要件をすべて満たすことを必要とする。

- ① 普通会员の資格を有する者
- ② 地方協議会代表者であるか、または経験したことがある者

4 専務理事及び常務理事候補者は、次の要件のいずれかに該当する者とする。

- ① 普通会员の資格を有する者で理事及び地方協議会代表者の経験がある者（現にその職にある者を含む）
- ② 特別会員の資格を有する者（普通会员は除く）で、その知見がこの法人に特に必要と認められる者（ただし、理事会の議決を要する）

5 会長、副会長、専務理事及び常務理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

（届出）

第7条 会長、副会長、専務理事及び常務理事の候補者になろうとする者は、理事会が指定する期日までに、立候補届出書（ただし、立候補によらない場合は不用）及び次の書類を提出するものとする。

（1）会長候補者

- ① 所信
- ② 翌年度も普通会员であることの証明書
- ③ ブロックPTA協議会または理事会の推薦書（ただし、役員選考委員会が推薦する場合は役員選考委員会の推薦書）

（2）副会長の候補者

- ① 所信
- ② 翌年度も普通会员であることの証明書
- ③ ブロックPTA協議会または理事会の推薦書（ただし、役員選考委員会が推薦する場合は役員選考委員会の推薦書）

（3）専務理事及び常務理事の候補者

- ① 所信
- ② 翌年度も普通会员であることの証明書（前条第4項①に該当する者）
- ③ ブロックPTA協議会または理事会の推薦書（前条第4項①に該当する者。ただし、役員選考委員会が推薦する場合は役員選考委員会の推薦書）
- ④ 理事会の推薦書、理由書及び推薦にかかる議案を審議した部分の議事録並びに候補者の経歴書（前条第4項②に該当する者）

2 会長候補者は、総会で役員が選任された直後の理事会において所信発表を行う。

3 理事会が外部理事及び外部監事を推薦するときは、次の項目を確認したことがわかる書類を役員選考委員会に対して提出するものとする。

（1）外部理事

- ① この法人の業務執行理事又は職員でないこと
- ② 就任の前10年間この法人の業務執行理事又は職員であったことがないこと
- ③ 現に正会員である地方協議会の会員でないこと

（2）外部監事

- ① 就任の前10年間この法人の理事又は職員であったことがないこと
- ② 現に正会員である地方協議会の会員でないこと

（選挙管理）

第8条 総会で役員が選任された直後の理事会において、会長、副会長、専務理事、常務理事の選挙が行

われる場合は、役員選考委員会をもって選挙管理委員会とする。

第3章 協議会代表者会

(協議会代表者会)

第9条 この法人に地方協議会代表者で構成する協議会代表者会を置く。

(協議会代表者会の目的)

第10条 協議会代表者会は、正会員である地方協議会の意見をこの法人の活動に反映するため、かつこの法人の活動を円滑にするための意見交換の場とする。

(協議会代表者会の開催)

第11条 協議会代表者会は、会長が招集し定例として原則年4回開催する。ただし、会長または理事会が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

(協議会代表者会の進行及び会議録)

第12条 協議会代表者会の進行は、互選された協議会代表者が行う。

2 会議録は箇条書きで作成し、理事会はこれらの意見を十分参考にするものとする。

第4章 協議会懇談会

(協議会懇談会)

第13条 この法人に、地方協議会の役員等を参加対象とする協議会懇談会を置く。

(協議会懇談会の目的)

第14条 協議会懇談会は、地方協議会にこの法人の活動内容を十分に知ってもらうこと及び地方協議会からの意見収集の場とする。

(協議会懇談会の参加者)

第15条 地方協議会から参加する役員等は、地方協議会ごとに3名以上とし、少なくとも1名は女性とする。

(協議会懇談会の会議録)

第16条 会議録は箇条書きで作成し、理事会はこれらの意見を十分参考にするものとする。

2 懇談会であるため議事録は作成しない。ただし、記録は事務局が行う。

第5章 削除

第6章 ブロックPTA協議会

(ブロックPTA協議会)

第19条 ブロックPTA協議会の構成は、別表2に定める。

2 ブロックPTA協議会の構成員は、各ブロックPTA協議会において定める。

(ブロックPTA協議会の役割)

第20条 ブロックPTA協議会の役割を次の各号のとおり定める。

(1) 全国研究大会及びブロック研究大会に関する事業

ただし、全国研究大会は第4条第1項に規定する別表1を準用し、原則6地区にて持ち回り開催を

行う。

(2) 第4条第2項に規定する役員選考委員の推薦

(3) 第5条第1項に基づく理事候補者の推薦

(4) 第6条に規定する役員候補者の推薦

(5) その他必要な事項

(ブロックPTA協議会会長会)

第21条 この法人とブロックPTA協議会相互の連絡協議をはかるため、ブロックPTA協議会会長会を置く。

2 ブロックPTA協議会会長会は、ブロックPTA協議会会長、会長、副会長、専務理事及び常務理事によって組織する。

3 ブロックPTA協議会会長会は、必要により会長が招集する。

第7章 法人の運営

(法人と地方協議会との関係)

第22条 地方協議会は、この法人の正会員であるが、地方協議会が固有する名称、運営及び財産は、この法人と関係ないものとする。

(役員の提出書類)

第23条 理事及び監事に選任された者は、新任の場合は就任承諾書（認印で押印）及び住民票、再任の場合は就任承諾書（認印で押印）を提出しなければならない。

2 会長に選定された者は、新任の場合は就任承諾書（実印で押印）、印鑑証明書（発行日3ヶ月以内）及び住民票、再任の場合は就任承諾書（認印で押印）を提出しなければならない。

3 会長を選定する理事会において会長が新任された場合の議事録には、前任の会長の記名及び押印（法人実印）、並びに新任の会長、出席した監事の記名及び押印（認印）をする。

(理事登記と職務の関係)

第24条 定款の規定により、新任理事は、定時総会終了のときから理事に就任し、理事登記手続き完了の前から理事の職務をつかさどる。退任理事は、定時総会終了後は職務権限を行使できない。

第8章 改廃

第25条 この定款施行細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1 この細則は、平成25年 4月 1日から施行する。

2 この細則は、平成25年 6月26日から施行する。

3 この細則は、平成27年 2月24日から施行する。

4 この細則は、平成28年 5月21日から施行する。

5 この細則は、平成29年 4月14日から施行する。

6 この細則は、平成29年 5月19日から施行する。

7 この細則は、平成29年12月25日から施行する。

- 8 この細則は、平成31年 2月20日から施行する。
- 9 この細則は、令和 元年 6月21日から施行する。
- 10 この細則は、令和 2年 2月19日から施行する。
- 11 この細則は、令和 4年 4月 6日から施行する。
- 12 この細則は、令和 6年 5月15日から施行する。
- 13 この細則は、令和 7年 1月15日から施行する。
- 14 この細則は、令和 7年 5月14日から施行する。

(経過措置)

1 第3条、第5条及び第7条の外部理事に関する改正は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年5月22日法律第29号。以下「改正公益法人認定法」という。）の施行日である令和7年4月1日現在在任するこの法人の全ての理事の任期が満了する日の翌日（その日前に同条の基準に適合した場合にあっては、その適合した日）から適用する。

2 第3条及び第7条の外部監事に関する改正は、改正公益法人認定法の施行日である令和7年4月1日現在在任するこの法人の全ての監事の任期が満了する日の翌日（その日前に同条の基準に適合した場合にあっては、その適合した日）から適用する。

別表1 理事選出地区

理事選出地区	構成するブロックPTA協議会
北海道・東北地区	北海道ブロックPTA協議会 東北ブロックPTA協議会
東京・関東地区	東京ブロックPTA協議会 関東ブロックPTA協議会
東海北陸地区	東海北陸ブロックPTA協議会
近畿地区	近畿ブロックPTA協議会
中国・四国地区	中国ブロックPTA協議会 四国ブロックPTA協議会
九州地区	九州ブロックPTA協議会

別表2 ブロックPTA協議会構成表

ブロックPTA協議会の名称	地方協議会(都道府県・政令指定市)
北海道ブロックPTA協議会	北海道 札幌市
東北ブロックPTA協議会	青森県 岩手県 宮城県 仙台市 秋田県 山形県 福島県
東京ブロックPTA協議会	東京都
関東ブロックPTA協議会	新潟県 新潟市 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 神奈川県 川崎市 横浜市 相模原市 山梨県 長野県 静岡県
東海北陸ブロックPTA協議会	愛知県 名古屋市 三重県 岐阜県 富山県 石川県 福井県
近畿ブロックPTA協議会	滋賀県 京都府 京都市 大阪府 大阪市 兵庫県 神戸市 奈良県 和歌山県
中国ブロックPTA協議会	鳥取県 島根県 広島県 広島市 山口県

四国ブロックPTA協議会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州ブロックPTA協議会	福岡県 北九州市 福岡市 佐賀県 長崎県 熊本県 熊本市 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

附 則

この表は、平成27年2月24日から施行する。

この表は、平成28年6月24日から施行する。

この表は、平成31年2月20日から施行する。

この表は、令和 7年1月15日から施行する。

この表は、令和 7年5月14日から施行する。